

『基本刑事訴訟法 I —— 手続理解編』訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

p 35	最終行 「～正しくない。 <u> </u> (→15 講 4 (7)) 。」	→以下に修正 「～正しくない(→15 講 4 (7))。」
p 48	書式 1 内、「3 検索し又は検証すべき 場所…」および「7 犯罪事実の要旨」 「F <u> </u> 県」	→以下に修正 「F <u> </u> 市」
p 56	本文の下から 1 行目 (図の上) 「 <u> </u> 項)。記録命令付…」	→以下に修正 「 <u> </u> 項)。記録命令付…」
p 76	表内、右欄上から 2 行目 「 <u> </u> 発物」	→以下に修正 「 <u> </u> 発物」
p 86	12 行目 「贓物 <u> </u> または明らかに」	→以下に修正 「贓物 <u> </u> または明らかに」
p 86	15 行目 「現に罪を行い、 <u> </u> または現に」	→以下に修正 「現に罪を行い、 <u> </u> または現に」
p 219- 220	書式 17 内、「請求の期日」 「 <u> </u> 30・2・14」	→以下に修正 「 <u> </u> 2・2・14」
p 269	下から 4 行目 「～321 条 4 <u> </u> 号の問題と」	→以下に修正 「～321 条 4 <u> </u> 項の問題と」

<p>p 276</p>	<p>下から 1 行目 「(→30 講 1 (3))」</p>	<p>→以下に修正 「(→30 講 1)」</p>
<p>p 283</p>	<p>書式 20 内、下から 9 行目 「・被告人の公判_延供述」</p>	<p>→以下に修正 「・被告人の公判供述」</p>
<p>p 306</p>	<p>表⑨ 「司法警察員の処分」</p>	<p>→以下に修正 「司法警察_{職員}の処分」</p>